

公益財団法人  
全国里親会

# 里親だより

2017  
冬号

第111号

## 掲載内容

**巻頭エッセイ** 子どもの家庭養育推進官民協議会の  
設立にあたり \* p.1  
福祉行政報告例(平成28年3月末)から  
里親の現状をお知らせします \* p.2~  
読者で作るコーナー \* p.5  
体験談をシェアしよう!テーマ 金銭トラブル \* p.6~  
ロジャー・シングルトン卿(バーナードス元代表)に聞く \* p.8~

私の養育体験 青江 優子さん \* p.10~  
ホットピックス \* p.12~  
おすすめの本「はい。赤ちゃん相談室、田尻です。」 \* p.16  
「里親家庭・ステップファミリー・施設で暮らす  
子どもの回復・自立へのアプローチ  
中途養育の支援の基本と子どもの理解」

巻頭  
エッセイ

## 子どもの家庭養育推進官民協議会の 設立にあたり

子どもの家庭養育推進官民協議会 会長 鈴木 英敬 (三重県知事)

平成28年4月4日(養子の日)に、『子どもの家庭養育推進官民協議会』を設立しました。本協議会は、自治体と民間団体が連携して、子どもの最善の利益の実現のため、家庭分離の予防や養子縁組、里親委託の推進などに取り組む全国初の団体で、自治体は20団体(県11、市9)、民間団体は全国里親会など13団体、計33団体が参加しています。

現在、日本には親の養育困難や病気、虐待などで、実親と一緒に暮らせない子どもが全国で約4万人います。そのうち、里親やファミリーホームの家庭で暮らす子どもは約15%にとどまっています。児童養護施設や乳児院なども社会的養護の重要な役割を担っていますが、子どもたちにとって特定の大人から愛情を持って育てられることは、安心感や自己肯定感を育むとともに、家庭生活における人間関係を学ぶことにつながると言われています。しかし、日本においては、養子縁組や里親委託への取り組み、実親家庭からの分離の予防、家族再統合のための実親家庭への支援などが十分とはいえません。このような現状を受け、都道府県、政令市、市町村などの枠を超えて自治体経営の現場から世の中を変えていくことを目指した、有志の首長からなる『G1首長ネットワーク』の参加団体がベースとなり、民間団体も加え、本協議会を立ち上げました。

本協議会は、(1)社会的養護においては、養子縁組・里

親委託をはじめとする家庭養護の提供を優先的に進めること、(2)実親への支援により、家族分離の予防・家族再構築を促すこと、(3)その他広く困難な状況にある子どもへの支援や子どもの貧困対策を進めること、をめざし活動をしています。具体的な取組としては、①官と民のネットワークの形成、②里親制度や養子縁組の普及・啓発、③参加団体による研修や勉強会の実施、④里親制度や養子縁組に関する調査・研究、⑤国への政策提言などです。

平成28年9月には、日本財団ソーシャルイノベーションフォーラム分科会にて『社会で子どもを育む~里親・特別養子縁組や子どもの貧困を知っていますか~』というテーマで里親制度の普及啓発を行いました。また、改正児童福祉法が公布されたのを受けて、11月に特別養子縁組に関わる緊急提言を厚生労働大臣に提出するとともに、厚生労働省が行っている『新たな社会的養育の在り方に関する検討会』及び『児童虐待における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会』にも提出したところです。

今後も、官民が力を合わせて、子どもたちが日本のどこで生まれ、育とうとも、あたたかく幸せな家庭に守られ、全ての子どもが自らの可能性を最大限発揮できるような社会を目指して取り組んでいきたいと思っております。

\*子どもの家庭養育推進官民協議会では、活動内容をホームページで紹介しております。ぜひ、ご覧ください。

HP : <http://kateiyoioku.com/>



# 福祉行政報告例(平成28年3月末)から 里親の現状をお知らせします

さまざまな福祉行政の統計である「福祉行政報告例」の最新情報(平成28年3月末)が発表になりました。この資料から里親の現状についてお知らせします。(木ノ内博道)

## 1 登録里親数、委託里親数

### ①登録里親数

全国の「登録里親数」は10,679(前年比7.4%増)で1万台となりました。

種類別の内訳は「養育里親」が8,445(同6.9%増)、「専門里親」が684(同1.3%増)、「親族里親」が505(同4.3%増)、「養子縁組を希望する里親」が3,450(同12.2%増)です。結果としては、「養子縁組を希望する里親」の登録が増えており「専門里親」の伸びが低調です。

平成28年3月末までの1年間に660の里親が取り消しを行い、その倍にあたる1,393の里親が新規に登録しています。

種類別に取り消しと新規の動向を見ると、「養育里親」は429(5.1%)の取り消しがあり、977(11.6%)の新規がありました。「専門里親」については34(5.0%)の取り消しと43(6.3%)の新規。「親族里親」については69(13.7%)の取り消

しと90(17.8%)の新規。「養子縁組を希望する里親」については258(7.5%)の取り消しと634(18.4%)の新規がありました。「親族里親」は取り消しも新規も多く、「養子縁組を希望する里親」は新規の割合が2割近くに達しています。「専門里親」は取り消しも少ないものの新規もあまりない状況です。

### ②委託里親数

登録里親のうち子どもを委託されている「委託里親数」は3,817(登録に占める委託率35.7%)です。前年に比べて委託は増えているものの委託率は3割台にとどまっています。なお、近年里親による一時保護が増えています。この数字には含まれていません。

種類別の内訳は「養育里親」が3,043(登録に占める割合36.0%)、「専門里親」が176(同25.7%)、「親族里親」が495(同98.0%)、「養子縁組を希望する里親」が233(同6.8%)となっています。(表1参照)

■表1 登録里親数、委託里親数

単位：人

	前年度末現在	新規	取 消	年度末現在
認定及び登録里親数	9,946	1,393	660	10,679
児童が委託されている里親数	3,645	962	790	3,817
(再掲)登録養育里親数	7,897	977	429	8,445
(再掲)児童が委託されている養育里親数	2,892	683	532	3,043
(再掲)登録専門里親数	675	43	34	684
(再掲)児童が委託されている専門里親数	175	32	31	176
(再掲)認定親族里親数	484	90	69	505
(再掲)児童が委託されている親族里親数	472	91	68	495
(再掲)認定養子縁組によって養親となることを希望する里親数	3,074	634	258	3,450
(再掲)児童が委託されている養子縁組によって養親となることを希望する里親数	223	236	226	233

## 2 新規に委託された子ども、措置変更になった子ども

### ①里親に委託されている子ども数

里親に委託されている子どもの総数は4,973人です。内訳は「養育里親」への委託が3,824人(76.9%)、「専門里親」への委託が215人(4.3%)、「親族里親」への委託が712人(14.3%)、「養子縁組を希望する里親」への委託が222(4.5%)人となっています。

### ②1年間の新規委託人数(措置変更を含む)

平成28年3月末までの1年間に新規に委託され

た子どもは1,550人で、委託総数の31.2%を占めます。1年間の間に、里親家庭に約3割の子どもが新しく委託されてくる、ということになります。どこから委託されたのかの内訳は「児童福祉施設から」が36.4%、「家族から」が51.0%、「その他」が12.7%となっています。

### ③里親家庭からの措置解除

平成28年3月末までの1年間に里親家庭から措置



解除になった子どもは966人で、委託総数の19.4%を占めます。1年間の間に約2割の子どもたちが措置解除になっているということになります。措置解除になってどこに行くのか、保護の必要がなくなって帰宅したが291人(30.1%)、「養子縁組」が313人(32.4%)、「満年齢」が140人(14.5%)、「就職」114人(11.8%)。ほかに逃亡や死亡などもあります。

#### ④里親家庭からの措置変更

平成28年3月末までの1年間に里親家庭から措置

変更になった子どもは327人で、委託総数の6.6%を占めます。変更先としては「児童養護施設」が144人(44.0%)、「ほかの里親」が105人(32.1%)、「その他」が78人(23.9%)となっています。

里親家庭からの措置変更の理由については調査項目がありませんが、いわゆる不調と呼ばれているケースも6.6%に含むのでしょうか。「その他」には、里親がファミリーホームを始めた場合なども含まれます。(表2参照)

■ 表2 新規委託、措置解除、措置変更

単位：人

	新規又は措置変更により委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数													年度末現在委託児童数
					解除						変更							
	総数	児童福祉施設から受託	家族から受託	その他	総数	なくなり帰毛	保護の必要がなくなり帰毛	養子縁組	満年齢	逃亡	死亡	就職	その他	総数	児童福祉施設に入所	児童福祉施設委託	他の里親に委託	
里親に委託された児童	1,550	564	790	196	966	291	313	140	2	3	114	103	327	144	105	78	4,973	
養育里親に委託された児童	1,112	395	605	112	590	251	85	95	2	1	78	78	297	128	94	75	3,824	
専門里親に委託された児童	57	13	27	17	30	9	-	5	-	1	10	5	20	10	7	3	215	
親族里親に委託された児童	138	13	119	6	114	31	2	40	-	-	26	15	7	3	4	-	712	
養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託された児童	243	143	39	61	232	-	226	-	-	1	-	5	3	3	-	-	222	

#### ⑤委託されている子どもの年齢（注：委託された時の年齢ではない）

里親に委託されている子どもは4,973人ですが、年齢的な区分でみると「7～12歳」が最も多く1,480人(29.8%)。次いで「1～6歳」(1,359人、27.3%)、「16歳以上」(1,004人、20.2%)、「13～15歳」(979人、19.7%)、「0歳」(151人、3.0%)となっています。

これだけでは比べようがないので、10年前の調査と比較してみましょう。平成18年3月末に発表された数字では、里親に委託されている子どもは3,424人で、年齢区分では最も多いのが「1～6歳」で1,149人(33.6%)。次いで「7～12歳」(1,121人、32.7%)、「13～15歳」(539人、15.7%)、「16歳以上」(505人、14.7%)、「0歳」(65人、1.9%)となっています。

10年前に比べて、年齢の高い子どもの委託が進ん

でいます。0歳の赤ちゃんの委託は、10年前は2%弱だったのですが現在では3%に増えています。他のデータでは里親の委託年数は年を追うごとに短期間になり最近では4年を切っています。比較的年齢の高い子どもを短期間養育する、というように里親の役割が変わってきているといえます。

里親の種類別でみた場合、委託されている子どもの年齢はどうでしょうか。「養育里親」については「1～6歳」「7～12歳」をあわせて2,318人で全体の60.6%を占めます。年齢の高い子どもも、「0歳」の赤ちゃんの委託も多くなっています。これに比べると「専門里親」と「親族里親」では年齢の高い子どもが、また「養子縁組を希望する里親」では「0歳」「1～6歳」が209人(94.1%)と年齢の低い子どもの割合が高くなっています。(表3参照)

■ 表3 委託されている子どもの年齢

単位：人

	総数	0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上
里親に委託されている児童総数	4,973	151	1,359	1,480	979	1,004
養育里親に委託されている児童	3,824	92	1,134	1,184	705	709
専門里親に委託されている児童	215	-	28	72	50	65
親族里親に委託されている児童	712	-	47	212	223	230
養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	222	59	150	12	1	-



登録里親、委託里親、委託児童を都道府県市別にお知らせします。(表4参照)

■表4 里親数及び里親に委託されている児童数、都道府県-指定都市-中核市別

	認定及び登録里親数					児童が委託されている里親数					里親に委託されている児童数				
	養育 里親	専門 里親	親族 里親	養育 里親	専門 里親	親族 里親	養育 里親	専門 里親	親族 里親	養育 里親	専門 里親	親族 里親	養育 里親	専門 里親	親族 里親
全 国	10,679	8,445	684	505	3,450	3,817	3,043	176	495	233	4,973	3,824	215	712	222
北海道	519	454	51	14	53	227	204	10	14	4	322	286	13	19	4
青森県	132	109	19	6	39	50	43	8	7	1	64	48	7	8	1
岩手県	190	135	8	29	67	80	45	3	29	4	100	50	3	43	4
宮城県	158	97	5	31	25	76	41	-	31	4	99	50	-	45	4
秋田県	63	39	3	1	23	14	10	1	1	2	15	11	1	1	2
山形県	85	71	8	3	55	17	13	-	2	2	21	16	-	3	2
福島県	205	136	7	11	103	50	36	4	10	3	60	39	6	12	3
茨城県	216	168	12	9	38	65	52	1	9	4	84	69	1	11	3
栃木県	257	211	17	18	70	85	63	1	18	10	106	72	1	28	5
群馬県	132	96	8	2	34	38	30	2	2	5	41	31	2	3	5
埼玉県	467	456	23	4	318	182	170	7	4	4	213	194	9	6	4
千葉県	438	357	20	18	238	155	125	4	18	12	206	160	5	29	12
東京都	727	512	14	3	227	320	288	3	3	31	398	360	4	3	31
神奈川県	205	204	12	1	-	69	67	2	1	-	72	69	2	1	-
新潟県	178	133	10	12	106	53	40	3	12	1	79	51	6	21	1
富山県	81	67	6	1	54	22	20	-	1	1	26	24	-	1	1
石川県	60	39	4	6	15	20	12	2	6	2	20	9	1	8	2
福井県	82	43	1	10	35	19	9	1	10	1	28	12	1	14	1
山梨県	135	121	5	10	4	59	48	2	10	-	72	57	2	13	-
長野県	196	125	9	6	112	46	29	7	6	5	54	34	7	8	5
岐阜県	179	132	11	9	97	38	22	1	9	6	42	22	1	14	5
静岡県	266	237	11	8	130	87	74	6	6	15	110	85	9	9	7
愛知県	344	323	24	2	206	92	77	12	1	7	127	105	14	2	5
三重県	208	140	17	20	56	78	52	6	20	2	98	59	8	29	2
滋賀県	183	158	14	1	65	43	36	-	4	3	52	44	-	6	2
京都府	92	61	2	2	28	30	26	1	1	2	37	31	3	1	2
大阪府	189	113	10	7	63	85	57	4	7	17	110	78	5	12	15
兵庫県	323	302	22	18	5	117	96	10	18	-	142	107	8	27	-
奈良県	131	88	5	6	59	36	27	1	6	4	44	32	2	7	3
和歌山県	103	99	13	3	-	37	30	4	3	-	58	49	5	4	-
鳥取県	87	85	11	4	18	28	22	3	4	2	37	25	4	6	2
島根県	107	94	18	5	32	29	17	5	5	3	37	23	5	6	3
岡山県	101	88	8	4	10	37	31	-	4	2	57	47	1	7	2
広島県	133	124	2	5	37	41	36	-	5	-	47	42	-	5	-
山口県	164	141	22	11	43	53	39	8	10	1	75	52	10	12	1
徳島県	85	47	6	10	13	33	22	1	10	-	38	24	1	13	-
香川県	68	52	2	3	22	24	22	-	2	-	32	27	-	5	-
愛媛県	106	96	1	3	48	25	19	-	3	3	31	23	-	5	3
高知県	59	40	3	14	12	29	15	-	13	1	41	22	-	18	1
福岡県	196	133	5	31	43	75	45	2	29	1	128	83	2	39	4
佐賀県	72	44	2	6	41	27	18	1	6	2	34	23	1	8	2
長崎県	113	80	13	9	48	40	26	3	9	3	59	37	3	17	2
熊本県	114	73	12	2	39	22	21	-	2	-	26	22	-	4	-
大分県	158	132	21	2	24	64	56	6	2	4	91	78	8	1	4
宮崎県	102	95	10	7	29	45	37	4	7	7	53	40	5	8	-
鹿児島県	123	83	11	14	64	52	28	3	14	8	72	36	3	23	10
沖縄県	207	170	26	11	22	100	88	1	11	-	142	118	1	23	-
指定都市(別掲)															
札幌市	247	195	22	6	46	89	79	7	6	4	123	101	11	7	4
仙台市	159	99	11	7	53	42	31	1	7	4	55	37	1	12	5
さいたま市	154	150	12	3	6	58	50	3	3	6	68	54	3	5	6
千葉市	65	48	7	3	14	20	18	1	2	-	25	22	1	2	-
横浜市	149	101	1	4	45	48	40	-	4	4	58	48	-	6	4
川崎市	123	95	12	8	20	50	37	3	8	2	62	46	4	10	2
相模原市	51	51	1	-	-	22	22	-	-	-	24	24	-	-	-
新潟市	95	49	-	5	41	28	22	-	5	1	38	29	-	8	1
静岡市	81	74	8	2	5	45	43	4	2	-	61	52	3	6	-
浜松市	82	77	3	-	29	25	22	2	-	1	23	20	2	-	1
名古屋市	159	98	1	11	97	62	42	-	11	9	76	55	-	12	9
京都市	96	56	10	15	54	36	11	5	15	5	38	11	5	19	3
大阪市	96	87	1	3	21	58	53	1	3	1	113	95	2	5	11
堺市	48	34	-	4	10	22	17	-	4	1	27	18	-	6	3
神戸市	95	90	5	3	2	29	26	1	3	-	41	34	4	3	-
岡山市	59	53	5	3	9	17	15	-	2	-	20	18	-	2	-
広島市	70	61	6	2	7	33	31	3	1	1	41	33	5	2	1
北九州市	71	54	7	8	31	33	25	-	8	1	57	46	-	10	1
福岡市	143	107	18	4	56	50	44	1	4	1	69	59	1	7	2
熊本市	56	36	6	1	22	13	9	-	1	3	21	16	-	1	4
中核市(別掲)															
横須賀市	20	20	1	-	-	13	13	1	-	-	19	18	1	-	-
金沢市	39	27	3	1	12	10	9	-	1	-	14	11	2	1	-



# 読者で作る コーナー ①

読者が質問して読者が答えるコーナーです。第1回目の今回は前号に掲載した質問に、以下の通りご意見が寄せられました。他にもさまざまな考えがあると思います。あくまで参考例としてご活用ください。

専門家に相談するほどではないけれど、ちょっと悩んでいるあのこと、このこと。「こんな時に他の人はどうしているんだろう」と思ったことはありませんか。そんな里親活動をする上で気になっていることを質問としてお寄せください。また同時に掲載した質問に対するご意見やアドバイスも募集します。あなたの経験談が質問者を励ますかもしれません。

どちらもメール、ファックス、手紙で「里親だより・読者で作るコーナー係」と明記してお送りください。いただいたご質問・ご意見はすべて取り上げるとは限りません。また一部文章に手を加える場合がありますので、ご了承ください。(船矢佳子)

Mail info@zensato.or.jp FAX 03-3404-2034  
住所 〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857

## ●本当のお母さんでなくてかわいそう？

**Q1** 小学校から帰ってきた子どもがこんなことを言いました。「友達が本当のお母さんでなくてかわいそうって言っていたよ」と。どう対処すればいいでしょうか。

**A1** 子どもにかわいそうと思わせないように、否定的な言葉を使わず、肯定的な表現を使って言うようにするといいのでは。「お母さん2人いていいでしょ」とか、「あなたはどうか？自分をかわいそうだと思う？」「思わない」「その通り。それでいいのよ」など。

## ●里子イコール親がない子という偏見

**Q2** 近所の奥さんが、里親の私のところに子どもが委託されたことで、「親は亡くなったの」と聞きます。里親には親のいない子どもがくると思い込んでいるようです。

**A2** 「最近では親がいても預けることがあるのよ」など社会的養護の現状を話す。必要以上に隠さず、里親制度などについて知ってもらうチャンスとして考えてみては。

## ●興味本位の質問にヘキエキ

**Q3** 自治会内の奥さんたちが、委託された赤ちゃんを見るなり弾丸のように言ってきました。「誰の子？」「今何か月？」「計算的には出来てもおかしくないか」「ねえ、その子自分で産んだのか、そうでないかだけ教えて？」。一緒にいた友人が「そういう聞き方失礼だよ」と言ってくれたのですが、「だったら、自分で産んだかどうか、それだけ言ってよ。それが聞きたいだけだから」。興味本位の質問にあきれてしまいました。

**A3** こういう質問は地域性もあるかもしれません。「興味本位の質問でもすべて隠すと不自然になるので、日ごろからよく聞かれる質問の答え方を準備しておく」「委託児の年齢や委託期間によっても違うから、それぞれに合わせて不自然にならないような話を用意する」というご意見や、「隠さないほうがいいと思うけど、隠すなら徹底的に隠す」というご意見も。やんわり「わけあって預かっています。私もよく知らされていないの」と受け流す。また「我が家は子どもや孫がよく遊びにくるので、周囲には委託児もその一人だと思われているようです」という方も。

### 次回の質問は

「似てる？ 似ていない？」

「冬休みに入り、子どもたちの歯の定期健診に行った際、昔住んでいた所の方に会いました。子どもたちを見るなり「この子（実子）はあなたに似ているけど、あと2人は似ても似つかない。どこの子連れて歩いているの～あなたの子じゃないんじゃないの」的な事を、歯医者の待合室、周りにたくさん人がいるところで大きな声で言われました。さて皆さん、同じようなご経験はありますか。似ている、似ていないはよく話題になりますね。どう対応したかご意見お寄せください。



# 体験談を シェアしよう!

## 1 テーマ 金銭トラブル

里子の金銭的な問題で悩んだ里親は多いことでしょう。まずどんなトラブルがあるのでしょうか。取材中、もっとも多く聞かれたのが人の財布から現金をぬくなどの「金銭の持ち出し」でした。相手は里母が多かったですが、里父や、里親家庭の実子、他の委託児童、クラスメイト、近所の子など、さまざまな人たちがターゲットになっていました。持ち出した現金は小銭から万単位とさまざまですが、里母たち全員が初めて里子からお金を盗られた時はショックで落ち込んだり、怒りを感じたり、動揺したと言っています。

里親A子さんが初めて財布からお金をぬかれたのは、里親になって6年～7年めの時。2歳から育てていたD君が小学校4年生になった頃のことでした。見慣れぬ新しいゲームカセットを持っているので、「おや?」と思ったそうです。尋ねると「友達から借りた」というのですが、その友達に聞いてみると実はA子さんの財布からお金をぬいて購入したことが判明。友達は口止めをされていたそうです。「気づいたのは小4だったけど、ひよっとしたらその前からやっていたかもしれません」(A子さん)。

B美さんの場合は、幼稚園年中から委託したF君が小2の時に起きました。

「よく行くスーパーで、数人の友達と買い物をするF君の姿を偶然見かけたんです。呼びとめると千円札を7～8枚も握っていました」。驚きと怒りでいっぱいになったB美さんですが、つとめて冷静を装いつつ「F君、このお金どうしたのかな?」。「おばちゃんちに来てから貯めたお金だよ」。その

里親ひとりひとりの養育経験はささやかですが、いくつか集まれば貴重なノウハウになり、新人里親やトラブル未経験の里親にも生かされます。今回は子どもの金銭的なトラブルについて、3人のベテラン里母が貴重な体験を話してくれました。(船矢佳子)

まま家に帰り、2人で向き合いました。「F君、何かほしいものがあつたの?」「ううん、ない」「こんなたくさんのお金持っていないはずだね。ほしいものがあつたんじゃないのかな」「違う」「さみしかったの?」「違う」。押し問答の末、B美さんの引き出しにある封筒からお金をぬいたことがわかりました。

「こんなに小さい子がと思うと、ショックでした」(B美さん)。

予想以上に早い時期にお金の問題が起きています。小1くらいから始まるという里親もいて、小学校に入学したらもう覚悟したほうがよさそうです。委託中の子が幼いからと言って油断していると、あっという間にその時はやってきます。

### 「気づいている」と伝える

金銭の持ち出しに気づいたとき、どう対応すればいいのでしょうか。

A子さんには先述のD君以外にも小5から委託しているE君がいました。彼が来てまもなく、財布に確かに入れたはずの1万円がないことに気づきました。E君だろうと検討はつきましたが、証拠はありません。気づかぬふりはよくないと思い、「今日ね、スーパーで買い物しようと思ったら、財布から1万円がなくなっていたの。おばさん、驚いちゃって」とさりげなく伝えました。

お金をとるのは「気づいてほしい」というメッセージだとも言われます。知らぬふりをせず「気づいている」というサインを出すことは大事です。





でも伝え方が難しく、里親としては多くの事例を知りたいところ。A子さんのようにやりわり伝える以外に、ダイレクトに聞いたのはC代さんです。

里親C代さんが初めて委託したのは女子高生Gちゃん。彼女がきて2年たった頃、居間の貯金箱が微妙に動いているのに気づきました。1円玉ばかりでたいした金額は入っていませんが、もしかして…という思いと、疑っては悪いという思いがC代さんの中で葛藤しました。一応真相をはっきりさせるために、小細工をして少しでも動かせばわかるようにすると、あきらかに貯金箱をこじ開けた形跡が。「普段から財布や通帳は気にしていました。自宅でなく会社のカギ付きの引き出しに貴重品を保管していたくらいです。でもまさか1円玉ばかりの貯金箱に手を出すなんて」(C代さん)。

貯金箱は意外と盲点です。どこの家にもひとつやふたつ、貯金箱や小銭を入れるポトルなどが置いてありませんか。金額が低いので注意が甘くなりやすい貯金箱は、かえてねらい目なのです。C代さんはGちゃんを呼んで単刀直入に聞きました。

「貯金箱のお金が最近減っているの。へんだなと思って、ちょっと小細工をしたらお金が動いた形跡があって。ショックだったんだけど、あなた覚えはない？」

勇気を出してストレートに尋ねたのがよかったのか、Gちゃんは素直に謝りすべてを話してくれました。当時共働きだったC代さん宅には大人がない時間があり、その時間をねらってやったそうです。

## 家庭の外で起きる金銭トラブル

金銭の持ち出しが家庭内でおさまらず、外で起きた場合はどうなるのでしょうか。当然問題は複雑になってきます。

A子さん宅のD君には小4の頃、遊び仲間の一人だった近所の子(小2)から、お金をもらってカードゲームを購入していた事件がありました。軽い気持ちで「お金ちょうだい」といったら相手の子

がくれた。だからつい…というのが真相のようでした。「すぐにD君を連れて相手の家にあやまりに行きました。幸い金額も低かったので、相手方は穏便におさめてくれました」(A子さん)。基本中の基本として、まずは早急に「子どもと一緒に相手方にお詫びに行く」ことでしょう。

先生など関係者とのつながりも大切です。B美さん宅のF君は、学校でクラスの子の集金袋を持ち出してしまいました。担任が教室でF君の様子が妙なことにすぐ気づき尋ねました。「もしかしてF君がやったのかな?」。とたんにF君はわっと泣き出し「おばちゃん(里母)には言わないで」。先生は里母に言いませんでした。でもそれが原因でF君の金銭トラブルがその後も続くことに。「子どもが『言わないで』と言った時に、どうするのか。『言わない』という選択がいい結果を生むとは限りません」(B美さん)。日頃から周囲と密にコミュニケーションをとっておきたいものです。

C代さんの場合はこうです。

盗癖があって前の里親を解除になった高1のH君。彼はこともあろうに「うちにいる他の里子のお金に手をつけたのです」(C代さん)。状況からしてH君しかありえないのですが、絶対に認めようとはしません。委託児同士で起きてしまった事件にC代さんは落ち込みました。お互いが疑心暗鬼になってしまったら一緒に生活はできません。その後C代さんは子どもたち全員に、お金は自己責任で管理する旨、きっぱりと伝えました。「もしこの家でお金がなくなるトラブルが発生したら、誰かを疑うことになってしまう。だから被害届を出して警察に来てもらうことにします」(C代さん)。以来、同じような問題は起きなくなりました。

元里子と自立後のつきあいも多いC代さん。自立後は家賃滞納が最初のバロメーターだそうです。「家賃は支払いが遅れるとすぐに催促がくるから、有り金をまわしているうちに、だんだん生活がくずれてしまう」(C代さん)。最近では家賃滞納が始まると早めに「うちに帰ってきてやりなおそう」と言うそうです。



# ロジャー・シングルトン卿(バーナードス元代表)に聞く 子どもが家庭で育つ社会に向けて ——イギリスの家庭養護への転換から学ぶ



▲ロジャー・シングルトン卿

昨年11月下旬に開かれた日本子ども虐待防止学会おおさか大会に、日本財団の招きでイギリスのロジャー・シングルトン卿が来日しました。

彼は、イギリスの児童福祉チャリティ団体バーナードスの元代表で、施設運営をしながら家庭養護の推進に大きな役割を果たしてきました。どのようにして施設養護から家庭養護に転換させることができたのか、来日を機会にうかがいました。(木ノ内博道)

## ●●● ふたつの団体へのかかわり ●●●

まず私のかかわったふたつの非営利団体の話をしましょう。ひとつはバーナードス。1866年に設立された団体で、貧しい子どものための支援をしていました。最初の100年は施設の拡大で、私は1974年からかかわりました。当時多くの施設をなくしていく動きがあって、私はその閉鎖を担当しました。

もうひとつはルーモスという団体。ハリーポッターの著者であるJ・K・ローリングが作った団体で、ルーモスとはハリーポッターに出てくる「光のないところに光をもたらす」という意味の呪文です。当時ローリングと東ヨーロッパの施設を訪ねて驚きました。赤ちゃんが檻のようなベッドで寝ていて、食事もひどかった。何とかしなくてはと思いました。5歳以下の乳幼児の施設がありました。

精神科医が、こうした環境で養育すると愛着上の重大な問題が発生する、小さければ小さいほどそのダメージは大きいとの指摘があり、ソーシャルワーカーに影響を与えていました。そして、次第に施設での養育はよくないという考え方が広まっていきました。

しかし、バーナードスはそうした考え方を受け入れませんでした。毎年数百人の職員を養成して他の施設にも派遣をしていました。事実、よい施設運営をしていて評判もよかったです。

それでも調べてみると、ひとりの赤ちゃんに1週間で24人の違う大人が関わっていました。普通の家でしたら2人ですよね。比べてみると、よい発達をしているのは養育者の変わらないほうでした。24人では親密な関係が築けないのです。60年前の調査ですが、その後行われたギリシャ、ルーマニア、ポルトガルの研究でも同様の結果になりました。

もうひとつ、施設が批判されたのは費用の問題でした。長時間労働がコストアップを引き起こしました。目ざとい政治家がこれを指摘し、経済の問題と子どもの発達の両面の問題から、家庭養護へという声を上げていったのです。

## ●●● 施設閉鎖 ●●●

バーナードスの施設の閉鎖についての話をしましょう。子どもを元の家族に戻していく、それが難しい場合は親族に。それも難しい場合には養子縁組や里親という活動を行いました。

里親の養育については厳しい評価をしました。親の虐待のリスクも考えられますから、気をつけなければなりません。元の家族に戻した場合、金銭やモノのニーズが高いことが分かりました。適切に養育するにはそうした資源が必要なのです。バーナードスでは家族に経済的支援やアドバイスを行いました。

里親制度は元の家族に戻れる可能性のある子どもを対象に利用しました。親が養子を認めない場合にも利用しました。

バーナードスでは里親への支援も行いました。施設で育った子どもは家庭というものを知りません。施設はグループでの養育で、ルーチンで日課が決まっています。家族の生活に溶け込むのは難しいのです。子どもによっては里親の家庭で問題を起こしました。里親を試してみたり。里親家庭にはソーシャルワーカーが絶対に必要です。

乳幼児の施設閉鎖には大きな抵抗がありました。取り組もうとした時期には、バーナードスが設立100周年で、お金を集めて施設の立て直しに使いました。施設職員研修の大学も作りました。これらを閉鎖しないといけないわけですから。

対外的な広報についても簡単ではありませんでした。バーナードスは世間からも好評だったのです。

## ●●● さまざまな問題 ●●●

家族のもとに戻すといっても、ネグレクトや虐待にあった子どもを家族に戻していくわけですから大きなリスクがありました。家族をしっかりと監視していかなければなりません。

施設については、毎日子どもが来れるようなセンターに変えました。親子でやってきて、子どもとの遊びなどを親に教えました。



職員の反対も大きいものでした。納得できる反対でした。年配の独身女性が多く、乳児院に住み込みで働いているので、一度に仕事も家もなくなるわけです。感情的にも満たされていたのにそれも失います。

若い職員はこうした人に比べて少し有利でした。経験を生かしてディセンターに移った職員もいました。ソーシャルワーカーに転職した人もいます。もちろん全く異なる職場に転職した人もいます。こうした職員にキャリアアドバイスもしました。

少人数ですが、がっかりしたり頭にきたまま去って行った人もいます。私たちの信念で、これが子どもたちのためになるんだ、という思いがあったからできたのだと思います。

一部の専門家からの反対もありました。とくに小児科医から。障害のある子どもは施設に置くべきだと。当時イギリスでは、障害児は施設で暮らすのが一般的でした。障害児についても家庭で暮らすべきだ、という考え方が定着するまでにはながい年月がかかりました。

障害のある子どもで、家庭に戻れない子どもについては里親に委託しました。これが成功しました。実はすすんでこうした子どもの面倒を見ようとする里親に優秀な里親が多かったのです。反対した小児科医の人たちの考えも変わっていきました。変わったというよりは、児童の発達を考える新しい小児科医の人たちが登場してきました。

バーナードスでは建物への躊躇もありました。建物には寄付をした人の名前が書いてあったりしましたから。当初建てたものを売却して新しい目的に使う、寄付した人の名前を冠したビルの名前にしました。もちろん寄付していただいた人の合意を得てのことです。

困難ということでは資金面の問題も大きかったですね。日本の状況も同じでしょうが、入所している子ども的人数でお金が決まってきます。これだと、施設長は子どもを手放さなくなります。家族や里親に子どもを出さなくなります。最も難しい問題ですが予算を子ども第一で考える必要があるということです。日本の制度は国と自治体で2分の1ずつ予算を組むようですが、ここをどうするかでしょう。

施設には3つのリソースがあります。資金と人材と物的な資源です。施設の予算をコミュニティのために使っていくべきです。

#### ●●● ロジャー氏への質問 ●●●

——日本には乳児院があつて赤ちゃんも施設にいます。また一方で施設に長期に暮らしている子どもも多いのです。一緒に解決しなければならぬ問題だと思つていますが、どちらが先かといったらどちらですか。

ロジャー：乳児院の赤ちゃんたちから始めるべきです。乳児の施設養育にはダメージの大きいことが分かっていますから。

長期入所児童については、里親委託するにしてもきちんとコミットメントする必要があります。そうでないとまた施設に戻ってきてしまうでしょう。施設に長くいる子どもは受け入れた家族にとっても難しいことなんです。施設職員の経験のある里親、勇気づけることができる里親、子どもの行動が理解できる里親などが受け入れるべきでしょう。

里親制度をしっかりと発展させることと、里親家庭の支援が重要だと思います。家族の状況というのは刻々と変わるので、そこを評価します。子どもを受入れられなくなることもあるし、また受け入れられない里親家庭が受け入れられるようになることもあります。

——インセンティブのあるファイナンシャルとはどういうことでしょうか。

ロジャー：里親を利用する方が安くできる、ということをしちんというべきです。これには証拠もある。今回児童福祉法が改正されて、家族支援がうたわれました。家庭で養育することが大事だともうたわれました。こうしたこととあわせて、家庭養育は施設よりもお金がかからないということです。

——実母に知的障害などがある場合、どうすべきでしょうか。

ロジャー：一般化できない問題ですね。それぞれの子どものニーズ、実親の状況で違ってきます。母親が子どもに愛情を注ぐことができるよう母親を支援することができると思います。親族の利用もいいでしょう。それから、実親がレスパイトできるような里親制度があるといいですね。週末などに里親が学校に迎えに行つて里親宅に連れてくるとか。とにかく、子どもの利益を最優先する、というのがイギリスの方針です。イギリスには「成功事例があれば成功する」ということわざがあります。日本に来て、児童相談所に権限が集中しすぎているように感じました。児童相談所を変える、ということが必要なのかもしれない。

#### ロジャー・シングルトン卿

1960年代より弱い立場にある子どもと家庭を支援する英国政府のアドバイザーとして尽力。1984年から2004年までバーナードス（児童福祉チャリティ団体）のCEOを勤め、現在はルーモスの常務及び児童保護における専門コンサルタント。その功績によって英国女王から2度の表彰を受け、2006年にナイトの称号を与えられる。



# 私の 養育体験

青江 優子さんに聞く  
(東京・町田市)



▲青江優子さん(右)とご主人の芳文さん(左)

## ——30代里親の生活と意見

若い里親さんのお話を聞きたいと思い立って、東京・町田市にお住いの青江優子さんにお会いしました。若い里親はどんな生活と意見をもっているのだろうか。「私は37歳、もう若いとは言えません」といいながら取材に応じてくれました。

(木ノ内博道)

### 里親になった動機と子どもの委託

結婚したのが2005年、25歳の時でした。それから3年後の2008年に里親登録をしました。ですから、里親を始めて9年目になります。養育里親ですが、児童相談所から子どもを預かるのではなくて、両親が里親をやっていたので、そのレスパイト・ケアとして里親登録をしました。

その後、両親は預かる子どもの数が増えて、ファミリーホームをやることになりました。ファミリーホームは補助員がいて、レスパイト・ケアをすることもなくなりました。

児童相談所の職員が訪問するおり、主人と話し、実子もいないことだし子どもを預かろうということになりました。児童相談所の職員に伝えたのが2011年だったと思います。2か月後に委託の話があって、半年後に4歳の女の子が我が家にきました。現在は9歳になります。その後、3年前に2歳の男の子を預かって、いま、夫婦と子ども、あわせて4人で暮らしています。

### 両親が里親だということ

私の場合、親が里親をやっていたので、比較的自然に里親登録をして子どもを預かることになりました。知人に里親のことを話すと「経済的に大変でしょう」とか、措置費が出ることも知らないんで

すね。そういう意味では、知り合いに里親がいると里親になりたい人の参考になると思います。

両親が里親登録して子どもが来たのは私が大学1年の時です。一緒に遊んだり面倒を見たりしました。3歳の女の子でしたが、いまでは22歳になっています。こういう子もいるんだ、と勉強になりました。

両親が里親になったきっかけは姉が勧めたからです。姉は三輪清子といって今は社会的養護と里親の研究者です。私より4つ上なのですが、短大を出て児童養護施設に就職しました。そこを辞めて、両親の家に戻ってきて、里親になることを両親に勧めたんです。

もともと親もそうした思いがあったらしいです。市役所に貼ってあった里親募集のポスターを見ていたとっていました。でも、ポスターだけでは里親にはならなかったでしょうね。

### 子育てのこと

ひと言でいって子育ては楽しいですね。これから思春期を迎えたら大変かもしれませんが、いまは子どもがとても可愛いです。

困ったことといえば、最初に我が家に来たときでしょうか。何をするのも嫌がりました。ベッドで寝るのも2、3か月は嫌がりました。ご飯も納豆ご飯しか食べませんでした。風呂に入るのも嫌がり、お菓子を握りしめてばかり。ちょっとしたことで大泣きもしました。泣き方もすごかったですね。30分位、何をいっても泣き止みませんでした。落ち着くまでよしよし、という感じです。そういう時は抱っこもさせてもらえなかったです。その後は泣き止むまで抱っこして散歩に行くこともあ



りました。

養育経験のないのはかえって強みかも知れません。こんなものかな、と思っていました。普段は可愛いですから。

ところが半年くらいして泣き方が変わりました。それは印象的なことでした。こちらの反応を伺うような泣き方に変わってきたんです。大きな声で叫ぶような泣き方もしなくなりました。

前は寝つきもわるく夜泣きもしていましたが、いまはそれもあります。こうした変化はとても嬉しいですね。

あと、最近まで食べ物の好き嫌いが激しかったので心配でした。お菓子とかチョコばかり食べていました。でも最近、小学校に入ってから給食に出たものは食べるようになり、家でも好き嫌いが減ってきました。

## 2人目の子どもが来て変わったこと

2歳の男の子がやってきて、この女の子にもいろいろな変化がありました。来る前に話した時は「いいよ」といっていましたが、実際にあったらダメだといって近づこうともしませんでした。男の子が家に来ると赤ちゃん返りというのでしょうか、女の子のほうが、抱っこ抱っこといって私を独占しようします。自分だけの母親でいてほしかったんでしょうね。取られちゃうように感じたのかもかもしれません。

助かったのは私の実家、両親の家があったからでしょうか。両親のもとに預けると、中高校生のお姉さんたちと一緒に遊んでいました。

それでも我が家では2人でケンカはしますね。どうしてもぶつかってしまいます。夏休みなどは大変でした。早く夏休みが終わってこないかな、と思いました。

## 近所付き合いや学校のこと

よく里親は子育てをしているお母さんたちと年代が違うので、PTAなどで浮いてしまうといいますが、私の場合はそんなことはありません。わりあい自然に付き合っています。それだけに、里親であることを隠しているわけではないのですが、なかなかうまくいえません。自然にいい感じにえたらと思います。子どもの名字も通称名でやっています。

ただ、住んでいるところがおじいちゃん、おばあちゃんの多いところなので、近所の皆さんには可愛がってもらっています。

## 里親会のこと

結婚して7年間は自由にやってきたので、子どもたちとかに時間を使うのは大変なんじゃないかと思っていました。でも、意外な感じですが、ストレスもなく子育てに入っていました。

地域に若い里親もいて、ときどき里親サロンなどで会ったりしますが、継続的に会うこともないし、深い交流はありませんでした。あまり里親会(東京養育家庭の会・みどり支部)の活動に積極的ではありませんでした。イベントなどにも欠席がちです。私の場合、姉や両親に支えられているので、あまり里親会の必要を感じていないのかも知れません。恵まれた環境にいるので、その分、ほかの若い里親のことが心配になることもあります。でも、一般に若い里親には里親会って人気がないようです。今度私も里親会の役員になったので、そんなことばかりもいってられないのですが。

ずっと仕事をしていて、男の子が来たときは仕事も減らしたのですが、幼稚園に行くようになって、時間もとれるようになったので里親会のほうにも出られるようになりました。

## 子どもの養育、家族のこと

女の子が幼稚園の頃、幼稚園の課外授業というのでしょうか、新体操や音楽教室があって、習い事が好きになりました。小学2年からはバレエを習いたいというので、音楽教室はやめてバレエをやっています。体を動かすのが好きなようです。一方で工作や絵、習字も上手ですね。こうした分野も伸ばしてあげたいと思っています。習い事が多くて困るのは宿題ですね。見ていてあげるのですが身が入っていない。宿題をやらないで学校には行きたくないの、一応宿題には取り組むんですが。

主人は子育てには協力的です。もともと結婚する前から私の両親の家で子どもを相手にしていましたから、子育てには慣れていました。週休2日、まるまる子どもと外で遊びます。平日も夕方早く帰ってきて、子どもをみてくれます。彼は、その分、会社に休みに行っている、と冗談でいっています。



## ㈱セイバンからランドセル161個をいただきました

クリスマスも間近い昨年12月21日（水）、東京・赤坂の会議室でランドセル寄贈式が行われました。“天使のはね”でおなじみのランドセルメーカー株式会社セイバン（本社・兵庫県）が全国里親会を通じて、4月から新しく小学校に入学する全国の里親家庭の子ども達にプレゼントするものです。今回は161個のランドセルが子ども達に贈られました。

その目録がセイバン社長の泉貴章氏より全国里親会会長の河内美舟に渡され、河内会長からは泉社長に感謝状が贈られました。参加した子どもたちには、サンタからランドセルがプレゼントされ、喜んで飛び跳ねていました。

全国の子どもたちにはクリスマスイブまでに配達され、現在、里親や子どもたちからお礼の手紙が全国里親会に寄せられています。



▲ 河内美舟会長（左）とセイバン社長の泉貴章氏（右）

## 日本学生支援機構は要保護児童向けに給付型奨学金を始める

日本学生支援機構は里親家庭などの児童に対し給付型の奨学金を開始すると発表しました。入学時に24万円、在学中は月額2～4万円。詳しくは日本学生支援機構のホームページを参照ください。

▶ <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sosei/index.html>

## 千葉市は要保護児童の進学に給付型の奨学金を始める

千葉市と（公財）新日育英奨学会は連携しながら、社会的養護が必要な子ども・若者に教育支援として、千葉市推薦児童の在学期間中、給付型奨学金（月額5万円）を支給すると発表しました。

## 東京都は里親へのゼロ歳児委託を積極的に行うと発表

東京都は来年度から里親へのゼロ歳児委託を積極的に行うと発表しました。これまで、ゼロ歳児を里親に委託した実績のある都道府県で最も低かったが、児童福祉法の改正もあり「乳幼児期は特定の大人との愛着形成が極めて重要」との都児童福祉審議会の提言を受けて取り組むものです。そのため、里親への事前研修などにも予算を付けていくとしています。

## 日本フォスターケア研究会 第3回研究大会を開催

昨年12月18日（日）、日本女子大学目白キャンパスにおいて日本フォスターケア研究会の第3回研究大会が開催されました。全国から参加があり、研究者や里親など85人が参加しました。

総会の後、基調講演があり「これからの家庭養育のあり方について～改正児童福祉法の理念を踏まえて～」と題して、奥山眞紀子さんにお話を伺いました。続いてシンポジウム「つますきを通して学び続ける里親養育について」を相澤仁氏が進行を行い3人の里親がシンポジストとして登壇しました。その後は、会員による研究発表が行われ午後5時、散会しました。



▲ 講演を行なう奥山眞紀子さん

## 改正育児介護休業法が1月から施行されました

この1月から改正育児介護休業法が施行になり、養子縁組家庭で監護期間中の赤ちゃんがいる場合も育休の対象となりました。

## 集まれ東北の子どもたちin東京

全国日蓮宗青年会が毎年行っている東日本大震災で孤児となった子どもたちの支援活動（第6回）が、今年度も昨年12月26日（月）から27日（火）に開催さ



れました。

宮城県の宮古から11人の子どもたちが東京にやってきました。毎日新聞社の見学、原宿の散策、横綱白鵬の宮城野部屋で力士の皆さんとちゃんこ鍋

を食べるなど、日頃経験できない体験を満喫して帰途につきました。

全国里親会はこの活動を応援し協力しています。

## 全国里親会は1月から新体制を敷きました

昨年10月、全国里親会の理事・評議員を一新し新体制に移行しました。そして、昨年12月にさらに組織体制の見直しに着手しました。具体的には4つの委員会によって事業を遂行していきます。

- 全国里親会第三者委員会  
(外部の専門家による)

- 全国里親委託等推進委員会  
(中長期ビジョン推進委員会)  
委員長・河内美舟

- 業務運営委員会  
委員長・梅原啓次

- 広報委員会  
委員長・本多洋実

### <河内委員長からのごあいさつ>

4つの委員会をまとめる統括委員長を兼ねて、全国里親委託等推進委員会委員長の職責を担うに当たり、委託里親の増進を図るため、多くのご意見を賜りながらも里親の要望と提言が可能となるような支援をさせて頂く所存です。そして、全国里親委託等推進委員会として皆様のご期待に即応できるシステムと更なるレベルアップに繋げる委員会活動内容の整備をプラン致します。

### <梅原委員長からのごあいさつ>

業務運営委員会は公益目的事業等の計画に基づき、その事業の企画運営及び実施等について検討していきます。そこには「①里親増加の普及・啓発、②質の向上」を大きな柱として事業を検討したいと考えています。事業の実施につきましては、実行委員会等を設置し、各ブロック、里親会との連携を密にし、共に協働する仕組み作りが大切と考えます。皆様のご協力を切にお願い申し上げます。

### <本多委員長からのごあいさつ>

新しい全里に相応しい広報を進めます。広報を通して、全国津々浦々の里親の皆さんと全里との双方向の意思疎通を図ります。広く国民に里親に関する情報発信をして呼びかけ、里親制度の啓発に努めます。

「里親だより」のさらなる充実、ホームページの内容の刷新と携帯端末(スマートフォン等)対応を図ります。

この他に全国8ブロックの会長による全国里親会8ブロック長会を設置します。

## 日本財団が養子縁組家庭の調査

日本財団が昨年12月に「養子縁組家庭に関するアンケート調査」の結果を発表しました。調査は昨年8・9月に行われ、対象は養子縁組で子どもを迎えた家庭。養親からは168、子どもからは89の回答がありました。なお、この調査は2つの養子縁組団体の協力を得て行われたものです(家庭養護促進協会大阪事務所・環の会)。

### <養親への調査>

- ①子どもが以前暮らしたところのある場所(複数回答)  
養子縁組した子どもは、以前どこで暮らしていたのでしょうか。94.5%が乳児院と回答しています。次に多いのは児童養護施設で18.2%。産みの親が6.1%となっています。

- ②子どもの養育の開始年齢

子どもはいつ養親のもとに来たのでしょうか。最



も多いのが0歳で38.4%。1歳が26.2%、2歳が12.8%と続きます。0歳から2歳で8割近くを占めることとなります。

### ③子どもの養子縁組の方法

養子縁組には普通養子縁組と特別養子縁組とがあります。どちらの方法での養子縁組なのでしょう。特別養子縁組が98.2%と多く、普通養子縁組は1.8%にとどまりました。

### ④真実告知の実施

養子縁組をした子どもに対して真実告知はしているのでしょうか。80.1%がしている、19.9%はしていないと答えており、8割の養親が告知をしています。

### ⑤子どもの心身の状況

「心身に障害等はない」が85.7%、「心身に障害等がある（医師の診断を受けている）」が14.3%となっています。他の調査と比べてみると、障害ありは里親委託の場合20.6%、養護施設児は28.5%、ファミリーホームは37.9%で、養子縁組の場合は低い割合になっています。なお心身に障害等があると答えた人に障害の内容を聞いたところ、最も多いのが「注意欠陥多動性障害」（6.0%）で、ついで「広汎性発達障害」（4.8%）、「知的障害」（3.6%）と続きます。

### ⑥養育開始当初の就業形態

養育を始めた当初の就業形態は、養父のほうは「正社員・正職員」（83.6%）が最も多く、ついで「自営業」（12.7%）、「個人業務請負」（1.8%）と続きます。

養母のほうは「仕事はしていない」（70.1%）が最も多く、ついで「正社員・正職員」（7.8%）「パート・アルバイト」（7.2%）と続きます。

### ⑦最終学歴

養親の最終学歴については、養父は「大学・大学院」（53.3%）が最も多く、ついで「高等学校」（26.3%）、「専修学校・各種学校」（12.0%）と続きます。一方、養母のほうは「短大・高等専門学校」（29.9%）が最も多く、ついで「大学・大学院」（28.7%）、「高等学校」（26.3%）と続きます。

これらは一般の家庭（第3回子育て世帯全国調査・以下同じ）と比べて、高学歴の割合が高くなっています。

### ⑧年間の世帯収入

養親家庭の税込世帯収入については、「600～800万円」（30.9%）が最も多く、ついで「1,000万円以上」（20.4%）、「500～600万円」（16.0%）と続きます。これらは一般家庭と比べて高収入家庭になっています。

## <子ども（10～15歳）への調査>

### ①在学・卒業の状況

「中学校に通っている」の割合が最も高く56.8%。ついで「小学校に通っている」（40.9%）、「高校に通っている」（2.3%）となっています。

### ②自分について

自分自身に満足しているか聞いたところ、「どちらかといえばそう思う」（44.0%）が最も多く、ついで多い「そう思う」（25.8%）を加えると7割の子どもが自分を肯定的に感じています。一般的な子ども（親と子の生活に関する調査：以下同じ）では5割に届きません。

自分には長所があるか聞いたところ、「そう思う」（43.2%）が最も多く、次いで多い「どちらかといえばそう思う」（36.4%）を加えると8割近くに上ります。一般的な家庭の子どもでは7割弱となっています。

親から愛されているか聞いたところ、「そう思う」（63.6%）が最も多く、ついで多い「どちらかといえばそう思う」（29.5%）を加えると9割を超えます。これも一般的な家庭の子どもと比べて多くなっています。

### 報告書のポイント

- 養親は一般家庭に比べて高学歴で年収も高い
- 真実告知している家庭は8割（調査の段階で）
- 養親家庭は教育熱心
- 養子縁組をした子どもは一般的な子どもに比べて自己肯定感が高い

## ユニセフが「乳幼児期の子どもの発達」を世界キャンペーンのテーマに

日本ユニセフ協会とUNICEF東京事務所は、昨年12月4日（日）、国連大学（東京・渋谷区）で、ユニセフが今年1月から本格的に世界キャンペーンとして推進する乳幼児期の子どもの発達（Early Childhood Development：ECD）をテーマにしたシンポジウムを開催しました。基調講演では、ユニセフ本部のECD専門家エドゥアルド・ガルシア・ローランド氏により、ユニセフECD世界キャンペーンの背景説明がおこなわれました。

ローランド氏は、「最初の1,000日」を含む乳幼児期が最も脳の可塑性が高くその後の人生の基盤になるということ、脳の発達を助けるために、栄養、刺激と保護が必要であるということが、科学の面から明らかになっていると説明していました。





▲ 講演を行なうエドゥアルド・ガルシア・ローランド氏

また、基調講演につづくパネルディスカッションで、臨床心理士で日本プレイセラピー協会理事や日本ユニセフ協会東日本大震災緊急支援本部心理社会的ケアアドバイザーも務める本田涼子氏は、人間の脳は乳幼児期に最も発達するとし、発達段階に応じて五感を通したバランスの良い刺激を受けることの重要性を訴えました。

脳は、毎日の生活の中で乳幼児が身の周りのものを探索し、五感から入ってくるたくさんの情報を吸収して、そのたびに大脳の中の神経線維が木の枝のように伸びて発達していきますが、周囲のおとなが、泣いたり笑ったりする赤ちゃんに対して無反応であったり(=刺激が不足した環境)、逆に強すぎる刺激や身に危険を感じるような刺激にさらされると、乳幼児期の脳はその刺激に従って構造や機能を合わせていく形で発達してしまうので、正常な発達が妨げられる、とも指摘しました。

そして、この時期もっとも自然に五感を通した刺激がもたらされるのは、子どもの興味と発達段階に合わせた「遊び」だと強調し、「乳幼児期の重要な経験をすべての子どもたちが日常の中でできる世界の実現を願います」と訴えていました。

シンポジウムのコーディネーターを務めた、アグネス・チャン ユニセフ・アジア親善大使は、「ECDの取り組みは、簡単なことではありません。すべての子どもたち、まだ生まれてきていない子どもたちも含めて、その取り組みを進めなければなりません。それには大変な覚悟が必要です。でも、私はこの“革命”に参加したいと思います」と力強く語っていました。

## 厚生労働省「民間の特別養子縁組調査」

厚生労働省はこのほど「平成25年度養子縁組あっせん事業者に関する調査」を発表しました。

事業者数は全国で18事業者。「養親になることを希望する者からの相談」は2,506件で前年度に比べて

1,111件の増加となっています。また「養子に出すことを希望する者からの相談」は1,898件で前年度に比べて91件の減となっています。そして「養子縁組あっせん事業者によるあっせん後の養子縁組成立件数」は197件で、前年度に比べて81件の増となっています。

「養親になることを希望する者からの相談」2,506件のうち229件が国外居住者からのものです。「養子に出すことを希望する者(実親など)からの相談」は平成24～25年度は23年度に比べて倍以上の増加となっています。

「養子縁組の成立状況」では1件が普通養子縁組。特別養子縁組196件のうち23件が「養親が国外に居住する」者によるものです。

養子縁組成立の多い事業者としては、「NPO Babyぼけっと」(56人)、「命をつなぐゆりかご」(30人)、「ベビーライフ」(28人)、「アクロスジャパン」(20人)、「環の会」(18人)、「家庭養護促進協会大阪事務所」(15人)などとなっています。

養子縁組あっせんに要した金額は、成立のあった15事業者の平均が76.4万円。養親希望者等から受領した金額は69.6万円となっています。

養子縁組あっせん事業については、違法性のある事業者が強制捜査を受けるなどマスコミで話題になっていますが、一方で親が育てられない子どもの受け入れ先として近年注目されるようになってきています。とくに、事情があって公的機関に相談できない人の受け皿になっており、妊娠段階から実親の相談にのるなどの面でメリットがあります。

調査から感じられるのは、この2年ほどで相談や成立件数が急増していることで、市民の間に事業者の存在が浸透してきているように思われることでしょう。

あっせん段階で起こる問題としては「実親の同意を得る際に困難が生じた」、「両親の1人の同意確認ができなかった」、「同意が翻るなど不安定な状況があった」などがあります。

調査対象事業者：NPO Babyぼけっと(茨城県)/鮫島浩二(埼玉県)/命をつなぐゆりかご(埼玉県)/赤ちゃんの命を守る会(千葉県)/環の会(東京都)/日本国際社会事業団(東京都)/末日聖徒イエス・キリスト教会(東京都)/ベビーライフ(東京都)/アクロスジャパン(東京都)/医療法人青葉会 神野レディースクリニック(滋賀県)/医療法人社団諺友会 田中病院(山口県)/ジャパンアライヴアダプション(仙台市)/Yokohama International Adaption Association(横浜市)/愛の決心(静岡市)/家庭養護促進協会大阪事務所(大阪市)/家庭養護促進協会神戸事務所(神戸市)/岡山県ベビー救済協会(岡山市)/医療法人社団愛育会福田病院(熊本市)



# ● おすすめの本 ●

## はい。赤ちゃん相談室、田尻です。

田尻由貴子著 2016年発行 (株) ミネルヴァ書房 176ページ 定価：1,800円+税



2007年5月、熊本県慈恵病院で赤ちゃんポスト「こうのとりのゆりかご」がスタートしました。ここを題材に、テレビドラマ「こうのとりのゆりかご」が2013年に放映されました。このドラマの主人公が、この本の著者・田尻さんです。

田尻さんは、准看護学校から始まる勉学の積み重ね、慈恵病院、菊水町での保健婦・病院総婦長、慈恵病院看護部長などの経験を通じた子ども、妊婦、母親への眼差しが、子どもを大事にする新しい取組みに次々に向かっていきます。

01年、妊娠悩み相談の24時間電話相談窓口を開設。04年5月慈恵病院の蓮田医師、田尻さんは、ドイツのベビークラッペを視察に行きました。年間推計1,000人の赤ちゃんが遺棄される現状に、ハンブルグのお母さんたちがベビークラッペを立ち上げ、04年には70か所に拡

大していました。目的は「赤ちゃんの命を救うこと」です。

07年5月、命を大切に「こうのとりのゆりかご」が日本で産声をあげました。

ベビークラッペでは、預けられた赤ちゃんは、8週間は保護した機関が育て、スタッフが母親と相談に乗り「育ててみよう」と思うことも多いのです。養育が不可能と判断した場合は、養子縁組を望む夫婦を探します。日本でも、赤ちゃんを引き取りたいと思いつく時間が、確保される方がよいと思われます。

慈恵病院退職後、田尻さんは、全国妊娠SOSネットワーク立ち上げなどにかかわり、「生まれてくる命」と「亡くなりゆく命」の長い人生のどこを切り取っても、社会支援につながる窓口があり、支援の輪があると実現できる社会が成熟した社会といえると思います、今後も活動を続けています。

## 里親家庭・ステップファミリー・施設で暮らす 子どもの回復・自立へのアプローチ

中途養育の支援の基本と子どもの理解

津崎哲郎著 2015年発行 (株) 明石書店 235ページ 定価：2,000円+税



子どもの中途養育には、里親による養育、ステップファミリー（連子再婚家庭）における養育、施設における養育の代表的3部門があります。

各々の養育の現状、課題、今後のポイントを筆者の養育体験、児童相談所の勤務から学び取りまとめています。里親家庭による養育では、前提としての親子分離があること、また委託後の子どもの反応への心構えやノウハウ等を的確に伝えられない場合、里親、子関係が破綻に至る危険性を指摘しています。

ステップ・ファミリーの養育では、前提としての離婚体験があること、離婚、再婚にまつわる子どもへの影響と配慮について注意を喚起しています。2012年度は66万余組が結婚していますが、23万余件の離婚があり、2.8組に1組が離婚しています。また結婚件数のうち、26.0%は父母の片方または双方が再婚家庭、つまり4組

に1組は再婚家庭です。

施設での養育では、子どもにとっての施設を考え、子どもたちの回復のステップが、挫折や絶望、不信のまま終わらぬよう、限られた人数と条件で精一杯の工夫と努力が使命であることを心に刻み込む以外にはないと述べています。

今後の展望は、里親の拡充を目指して、他人事から自分事への転換や、子どもとの接点を広げる努力が不可欠として事例を挙げています。ステップファミリーでは、再婚家庭同士の交流や課題を焦らず地道に乗り越えることの大切さを語り、施設では、家族再統合に向けた協働、自立支援とアフターケア、施設を支える体制づくりなどを提案しています。

中途養育には、似通った成長段階の道筋があることも十分理解し回復・自立へアプローチしましょう。

加藤 勝彦

**編集後記** ●江戸時代の寺子屋を調べた。子どもの指導は個別教育で、性、年齢等を考慮し、習熟度、理解度に応じていた。参考にしたい。(加藤) ●里親家庭を一時保護に利用する動きがあります。その動きそのものは歓迎しますが、仕組みとしてきちんとする必要があると感じています。(木ノ内) ●はじめまして。今回からメンバーに加わりました。里親歴10年。ずっと出版関係の仕事をしてきました。皆様よろしく。(船矢)

里親だより 第111号 発行日 平成29年2月20日 発行：公益財団法人 全国里親会 発行人：河内 美舟  
編集人：本多 洋実 編集：木ノ内 博道・加藤 勝彦・船矢 佳子 印刷所：株式会社あーす  
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail [info@zensato.or.jp](mailto:info@zensato.or.jp)